

ねらいは9条改悪
「戦争する国へ」の第一歩

ほんとに
96条かえて
いいの？

憲法は国民から政府への‘命令書’

国民に憲法を守る義務は負わされていません。憲法第99条（憲法尊重擁護の義務）には、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」と定められています。憲法は、自由で幸せに生きるための、国民から政府への「命令書」＝国家が暴走しないよう権力を縛るものなのです。日本国憲法は、制定後67年を経てもなお世界有数の人権条項を備えており、国民の側から変えてほしいという運動がおこったことはありません。

ところが、安倍首相は、「憲法を国民の手に取り戻す」と述べ、96条の改憲発議要件を議員の「3分の2」から「過半数」へ緩和しようとしています。

時の多数派によって憲法がコロコロ変えられるようになったら、憲法とは言えなくなります。



クイズの答え：a
第9条2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

クイズ

日本国憲法9条第2項は、重要な役割をもっています。その第2項の役割を正しく説明しているのはどれでしょうか。

- a 第2項は戦力の不保持と交戦権を否認している。だから海外での武力行使の幽止になっている。
- b 日米同盟を結んでいることから、自衛隊は集団的自衛権を行使して、アメリカと戦争することができる。

広がる「96条改悪反対」の声

憲法96条改悪は立憲主義の破壊だと、改憲派も含めた著名な憲法学者や政治学者らが「96条の会」を結成。その会が先日開催したシンポジウムには、1000人を超える参加者が集まりました。96条改悪反対の声が、全国で大きく広がっています。

このような声におされ安倍首相は、公明党が主張する「改憲発議要件を9条など憲法3原則にかかわる重要条項については議員の3分2とし、

他の条項は過半数とする」との改憲案の検討に乗り出しました。また参議院選挙の公約にも96条の先行実施は書き込まず、「『憲法改正草案』の国会提出を目指し憲法改正に積極的に取り組む」と、総選挙同様のレベルの表現にしました。

しかし、参議院選挙が終わったら、「白紙委任を得た」とばかり走り出す危険があります。今こそ「96条改悪反対」「9条改悪反対」の声をさらに大きく広げ、私たちの意志を示しましょう。

京都自治労連・京教組

2013年7月9日

憲法を守りいかそう